

平成28年12月28日

簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局所管分）について

中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第5項の規定に基づく簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局所管分）については、指定を行わないこととしました。

指定旧供給区域等の指定について

- ・ 今回の指定旧供給地点の指定は、平成29年4月1日に予定されているガス小売全面自由化の実施に向けて行われるもので、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第5項において、適正な競争関係が確保されていないことにより、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合、簡易ガス事業者に対し、ガス小売全面自由化後も経過措置として小売料金規制等を課す対象を指定することができる旨が規定されております。
- ・ 本年10月28日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第5項の規定に基づく指定対象となる供給地点は存在しないことについて、パブリックコメントを実施しました。
- ・ その後、提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定を行わないこととしました。

（参考）

- ① パブリックコメント受付開始のプレスリリース
http://www.chubu.meti.go.jp/e52gas/ryokin/20161028_public/281028press.html
- ② パブリックコメントの結果について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216048&Mode=2>
- ③ 電力・ガス取引監視等委員会からの意見会等
<http://www.chubu.meti.go.jp/e14torihikikanshi/201612/20161219.pdf>

（お問い合わせ先）

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課長 藤木
担当：中島
電話：076-432-5589（直通）